

農商工連携事業のご案内

～「農商工等連携促進法」に基づく認定取得にチャレンジしませんか？～

農商工連携とは

農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

すなわち、農林漁業者だけ、あるいは、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上や利益の増加を目指そうとする取り組みのことです。

法律

農商工等連携促進法

- 中小企業者と農林漁業者が共同で「農商工等連携事業計画」を作成し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

支援対象

連携して農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする中小企業者と農林漁業者

認定基準

- 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること
- それぞれの経営資源を有効に活用すること
- 新商品・新サービスの開発、生産等若しくは需要の開拓を行うものであること
- 中小企業者の経営の向上かつ農林漁業者の農林漁業経営の改善が実現すること

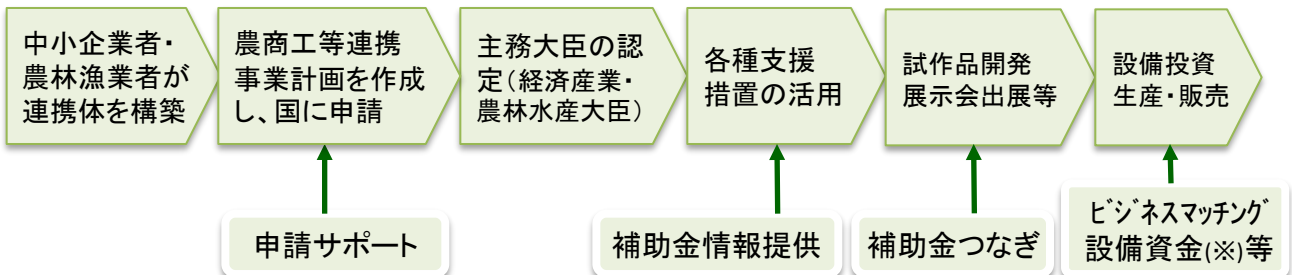


支援策

補助金/事業化・市場化支援事業

- 新商品・新サービスの開発等にかかる試作品開発・展示会出展等の費用の一部を補助します。

商工中金の支援メニューについて



※認定された事業を実施するために必要な資金については、専用の商品がございますので、商工中金にご相談ください。

問い合わせ先 最寄りの経済産業局

詳しくはJ-net21の「農商工連携パーク」をご覧ください。

<http://j-net21.smrj.go.jp/>